

私費外国人留学生授業料減免制度 変更について

2013（平成 25）年度より、私費外国人留学生授業料減免制度が変わります。

文部科学省からの援助が廃止となった 2010 年度以降は、留学生の経済負担の軽減を目的とし、大学が減免額を負担し独自に実施してきました。しかしながら、昨今の日本国内での経済不況もあり、日本人学生の経済状況も悪化しており、支援の均衡をとるため、本制度の申請基準の厳格化を行うこととなりました。

つきましては、2013（平成 25）年度の私費外国人留学生授業料減免については、下記の通りに実施しますので、事前にお知らせします。

1、趣旨

本学に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物、ともに優れ、かつ経済的理由により就学が困難である者に対して、減免を実施することにより、その学習効果を一層高めるとともに、本学と諸外国の教育交流の発展、相互理解及び平和友好を増進することを目的とする。

2、減免の内容

(1) 減免額

授業料（年額）の 20%減免

(2) 減免期間

申請年度のみ

（在学中の申請回数の制限あり。）

学部生は 4 回、博士前期課程は 2 回、博士後期課程は 3 回を超えた場合申請不可

3、申請者・受給者の条件

① 在留資格「留学」を所有している私費外国人留学生

（休学者は対象外。在留期限切れ、資格変更などを在学中に行った者は取消対象）

② 次に定める方法で求められる前年度の成績評価係数が、2.00 以上の者

$\{(S+A \text{の単位数}) \times 3 + (B \text{の単位数}) \times 2 + (C \text{の単位数}) \times 1 + (D \text{の単位数}) \times 0\} \div \text{総登録単位数}$

※留年者は当該年度は対象外

③ 月額支払い家賃が 6 万円未満の者（管理費・共益費含む）

同居人 1 名につき、2 万円上限引き上げとする。（例：2 名で同居の者は、6 万+2 万=8 万円未満）

ただし、家賃負担がない場合は、原則私費減免の対象外とする。

⇒※③については、賃貸契約書で確認。

賃貸契約書で同居の事実が証明できない者は、申請不可とする。

④ 本学の国際交流活動に積極的に協力できる者

4、申請方法（予定）

(1) 毎年度 4 月に実施予定の、『私費外国人留学生オリエンテーション』に出席し、申請の説明を聞いたうえで、申請書類を受け取る。

（オリエンテーション日時については、前年度末の 3 月に成績通知等と共に郵送予定）

※事前の連絡がなく当日オリエンテーションに欠席した者は対象としない

(2) 申請書類に必要事項を記入し、必要書類をそろえて指定日に学生課へ提出

《必要書類》

- ・申請書
- ・住民票（在留資格、在留期限の記載があるもの）
- ・在留カード（外国人登録証）の写し
- ・パスポートの写し
- ・賃貸契約書の写し 及び 原本

（契約者氏名、居住者氏名、物件住所、月支払額、契約期間の記載が確認できるもの）

（・同居証明書）※同居者がいる場合必要。家賃をいくらずつ負担しているかの証明。

同居の事実は、賃貸契約書で確認できなければならない。

5、決定の取消

- ① 在留資格に変更が生じたとき（留学→他の在留資格）
- ② 転学及び自主退学したとき
- ③ 受給者の修学状況が著しく不良であると判断したとき
- ④ 提出書類等の記載事項に虚偽が発見されたとき
- ⑤ 停学、退学等大学から処分を受けたとき
- ⑥ その他、受給者としての資格を失ったとき
- ⑦ 休学又は留学（本学交換留学制度は除く）したとき
- ⑧ 授業料減免の給付を辞退しようとするとき

以上

2012 年 11 月 22 日

学生課